第二十五条の二十四第一項中「第四十条の四第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「第四十条の四第一項又は第四十条の五第一項」を「第四十条の四第一項若しくは第四項又は第四十条の五第一項若しくは第二項」に、「第四十条の四第一項の」を「第四十条の四第一項又は第四項の」に改め、「課税対象金額」の下に「又は部分課税対象金額」を、「法第四十条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「同項」を「これら」に改め、同条第三項中「第四十条の四第七項」を「第四十条の四第八項」に、「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第十項を除く。）」を削り、同条第四項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第十項を除く。）」を削る。

第二十五条の二十六第二項中「（同条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えられた同号に規定する政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を加算した金額）」を削る。

第二十五条の二十七第四項を削る。

第二十五条の二十八第一項中「第四十条の七第四項第一号に規定する」を「第四十条の七第三項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第四十条の七第四項第一号」を「第四十条の七第三項第一号」に、「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「第四十条の七第四項第一号」を「第四十条の七第三項第一号」に改め、同項第六号中「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同号イからハまでの規定中「第四十条の七第四項第一号」を「第四十条の七第三項第一号」に改め、同条第二項中「第二十五条の二十二第二項及び第三項」を「第二十五条の二十二第八項及び第九項」に、「第四十条の七第四項第一号」を「第四十条の七第三項第一号」に、「第二十五条の二十二第二項第一号」を「第二十五条の二十二第八項第一号」に改め、同条第三項中「第二十五条の二十二第五項」を「第二十五条の二十二第十二項」に、「第四十条の七第四項第二号」を「第四十条の七第三項第二号」に改める。

第二十五条の三十第一項中「第四十条の七第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「適用対象金額」の下に「又は部分適用対象金額」を加え、同条第三項中「第四十条の七第一項」の下に「若しくは第四項」を、「第四十条の八第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第四項中「第四十条の七第八項」を「第四十条の七第九項」に、「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第四項を除く。）」を削り、同条第五項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第四項を除く。）」を削り、第二章第八節の五中同条を第二十五条の三十一とする。

第二十五条の二十九の見出し中「特定外国法人から受ける」を削り、同条第一項中「に規定する特定外国法人（次項において「特定外国法人」という。）」を「の外国法人」に改め、「の同号に規定する」の下に「配当日（以下この条において「配当日」という。）の属する」を加え、「同号に規定する課税対象金額」を「課税対象金額（法第四十条の七第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「限る。）」の下に「又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である居住者の配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される部分課税対象金額（法第四十条の七第四項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）」を加え、同条第二項中「特定外国法人」を「同号の外国法人」に、「の同号に規定する」を「の配当日の属する年の」に、「同号に規定する課税対象金額」を「課税対象金額（特殊関係株主等である居住者の配当日の属する年の前年以前三年の下に「又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である居住者の配当日の属する年の前年以前三年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入された部分課税対象金額に係るものに限る。）」を加え、同条に次の四項を加え、同条を第二十五条の三十とする。

3　法第四十条の八第二項第一号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額は、配当日の属する年及びその年の前年以前二年内の各年において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等（同条第一項に規定する剰余金の配当等をいう。次項において同じ。）の額であつて次に掲げるものとする。

一　当該他の外国法人の課税対象金額又は部分課税対象金額（法第四十条の八第二項第一号の居住者の配当日の属する年分又は前二年内の各年分（同号に規定する前二年内の各年分をいう。第六項において同じ。）の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたものに限る。次号において「課税対象金額等」という。）の生ずる事業年度がない場合における当該他の外国法人から受けたもの

二　当該他の外国法人の課税対象金額等の生ずる事業年度開始の日（その日が二以上ある場合には、最も早い日）前に受けたもの

4　法第四十条の八第二項第一号に規定する政令で定める金額は、配当日の属する年及びその年の前年以前二年内の各年において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（同号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）につき、第二十五条の二十三第四項の規定の例により計算した金額とする。

5　法第四十条の八第二項第二号イに規定する政令で定める金額は、同号イの他の外国法人に係る適用対象金額（特殊関係株主等である居住者の配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される課税対象金額に係るものに限る。）又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である居住者の配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される部分課税対象金額に係るものに限る。）につき、第二十五条の二十三第六項の規定の例により計算した金額とする。

6　法第四十条の八第二項第二号ロに規定する政令で定める金額は、同号ロの他の外国法人の各事業年度の適用対象金額（特殊関係株主等である居住者の前二年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入された課税対象金額に係るものに限る。）又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である居住者の前二年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入された部分課税対象金額に係るものに限る。）につき、第二十五条の二十三第七項の規定の例により計算した金額とする。

第二十五条の二十八の次に次の一条を加える。

（特定外国法人の部分適用対象金額の計算等）

第二十五条の二十九　法第四十条の七第四項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特殊関係株主等である居住者に係る同項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）の各事業年度の部分適用対象金額（同項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この節において同じ。）につき、第二十五条の二十二の二第一項の規定の例により計算した金額とする。

2　第二十五条の二十二の二第二項の規定は、特定所得の金額（法第四十条の七第四項に規定する特定所得の金額をいう。以下この項において同じ。）を計算する場合において、当該特定所得の金額に係る第二十五条の二十二の二第二項に規定する源泉税等の額があるときについて準用する。

3　法第四十条の七第四項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額、同項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額につき、第二十五条の二十二の二第三項から第五項までの規定の例により計算した金額とする。

4　法第四十条の七第四項第六号に規定する政令で定める使用料は、次の各号に掲げる特許権等（同項第六号に規定する特許権等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める使用料（特殊関係株主等である居住者が当該各号に定めるものであることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限る。）とする。

一　特定外国法人が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等　当該特定外国法人が当該研究開発を主として行つた場合の当該特許権等の使用料